

令和6年度 第1回仙台市安全安心街づくり推進会議 議事録

開催日時	令和6年10月29日（火）14：00～15：40
開催場所	仙台市役所本庁舎8階 第二委員会室
出席委員	伊藤美由紀委員、大橋洋介委員、熊谷早希子委員、後藤裕次委員、金政信委員、佐々木廣美委員、佐藤冬佳委員、田中智仁委員、千葉恵美委員、西村由起子委員、半澤結花委員、松浦信宏委員、三浦秀一委員、横山一作委員〔14名〕
欠席委員	飯淵優委員〔1名〕
事務局	佐々木淳一市民局長、大村仁生活安全安心部長、青木幹生活安全安心部参事、高橋仁市民生活課長、小山紀文市民生活課主幹、上岡渉市民生活課主幹、鈴木幸太郎市民生活係長、佐藤寛晃市民生活係主事
議事	<ol style="list-style-type: none">1 開会2 議事<ol style="list-style-type: none">(1) 「仙台市安全安心街づくり基本計画」の取り組み状況（令和5年度）(2) 仙台市犯罪被害者等支援条例の制定について(3) 仙台市客引き行為の禁止に関する条例における客引き行為等禁止区域の拡大について3 その他4 閉会
配付資料	資料1 仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み実績（令和5年度） 資料2 仙台市犯罪被害者等支援条例の制定について 資料3 仙台市客引き行為等の禁止に関する条例における客引き行為等禁止区域の拡大について 参考資料1 仙台市内の犯罪に関する最新情勢について 参考資料2 安全安心街づくりに関する意識調査報告書 参考資料3 【R5確定値】刑法犯政令市比較一覧 参考資料4 仙台市犯罪被害者等支援条例

1 開会

●市民生活係長

定刻となりました。

委員の皆様、本日はお忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。ただいまから、令和6年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

はじめに、会議の成立についてご報告いたします。本日は、欠席のご連絡をいただいている飯淵委員以外の14名の委員の皆様が出席されております。委員の定数の半数以上が出席し、定足数を満

たしておりますので、仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則第4条第2項の規定により、この会議は成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日の会議の資料を確認いたします。

委員の皆様に事前にお送りした資料につきましては、本日お持ちいただいておりますでしょうか。お送りさせていただいた資料は、次第、資料1の仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み実績（令和5年度）、資料2の仙台市犯罪被害者等支援条例の制定について、資料3の仙台市客引き行為等の禁止に関する条例における客引き行為等禁止区域の拡大について、参考資料1の仙台市内の犯罪に関する最新情勢について、参考資料2の安全安心街づくりに関する意識調査報告書、参考資料3の【R5確定値】刑法犯政令市比較一覧、参考資料4の仙台市犯罪被害者等支援条例、以上の8点でございます。なお、参考資料1につきましては、お送りしていたものから一部修正がございましたので、修正後のものを机上に配付させていただいております。お手数ですが、差し替えをお願いいたします。

また、本日の席次表や最新の委員名簿などを配付させていただいたほか、新たに委員をお引き受けいただきました熊谷委員、後藤委員、三浦委員におかれましては、委嘱状を机上に置かせていただいておりますので併せてご確認ください。資料をお持ちでない方につきましては、事務局から配付させていただきますのでお知らせください。

それでは、会議の開催にあたりまして、仙台市市民局長 佐々木淳一よりご挨拶を申し上げます。

●市民局長

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しいところ、令和6年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、常日頃、安全安心な街づくりの推進をはじめ、本市市政に対しまして多大なるご理解とご協力を賜っておりますことに心より感謝申し上げます。また、新たに本会議の委員をお引き受けいただきました3名の皆様には心より感謝を申し上げますとともに、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本市におきましては、市民の皆様が安全で安心して暮らせる街づくりを進めるために、仙台市安全安心街づくり基本計画を策定しております。4年前に本会議で委員の皆様方から様々なご意見をいただきまして、現在は第4期計画に基づき、諸般の取り組みを進めているところでございます。本日は、令和5年度に実施した取り組みをご報告させていただきますとともに、先に制定いたしました仙台市犯罪被害者等支援条例について、また、仙台市客引き行為等の禁止に関する条例における禁止区域の拡大につきましても議題としております。

本市といたしましては、各種団体の皆様、また警察の皆様との連携を密にしながら、更なる犯罪や迷惑行為の抑止対策を行い、市民の皆様方が安心して暮らせる街づくりを推進してまいりたいと考えております。引き続き、委員の皆様のお力添えを賜りますようお願いいたします。

結びとなりますが、本日ご参会いただきました委員の皆様の益々のご活躍とご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

●市民生活係長

続きまして、今回新たに委員をお引き受けいただきました3名の委員の皆様から簡単に自己紹介をいただきたいと存じます。

初めに、熊谷委員、お願いいいたします。

●熊谷委員

町内会から参加させていただいております熊谷と申します。よろしくお願いいいたします。

●市民生活係長

ありがとうございます。次に、後藤委員、お願いいいたします。

●後藤委員

皆さんこんにちは。仙台市防犯協会連合会の後藤です。よろしくお願いいいたします。

●市民生活係長

ありがとうございます。次に、三浦委員、お願いいいたします。

●三浦委員

皆さんこんにちは。警察本部の生活安全企画課犯罪抑止指導官の三浦と申します。3月に赴任してまいりました。どうぞよろしくお願いいいたします。

●市民生活係長

ありがとうございました。続きまして、今年度より市民局に異動してまいりました本市の職員をご紹介いたします。

先ほどご挨拶を申し上げました市民局長の佐々木淳一でございます。

●市民局長

どうぞよろしくお願いいいたします。

●市民生活係長

市民局生活安全安心部参事の青木幹生でございます。

●生活安全安心部参事

青木であります。どうぞよろしくお願いいいたします。

●市民生活係長

なお、局長の佐々木は公務の都合によりここで退席させていただきます。

●市民局長

申し訳ございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

●市民生活係長

会議に先立ちまして、皆様にお願いがございます。本会議は会議録を作成いたしますので、ご発言の際はお手元のマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

ここからの進行につきましては、規則第4条第1項の規定に基づきまして、金会長に議長をお願いしたいと存じます。金会長、よろしくお願ひいたします。

●金会長

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。これから議事進行にあたりまして、円滑に進められるよう努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

初めに、会議の公開・非公開につきまして、非公開にする理由がございませんので、公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

●金会長

ありがとうございます。続きまして、会議録に関してですが、これまでの会議と同様に署名委員を指定し、事務局が作成した議事録を私と署名委員が確認し、会議録としたいと考えております。昨年度の会議は飯淵委員にお願いいたしましたので、名簿順により、今回は伊藤委員にお願いしたいと思います。伊藤委員、よろしいでしょうか。

●伊藤委員

よろしくお願ひいたします。

2 議事

(1) 「仙台市安全安心街づくり基本計画」の取り組み状況（令和5年度）

●金会長

ありがとうございます。それでは、議事に入ります。（1）「仙台市安全安心街づくり基本計画」の取り組み状況（令和5年度）について、事務局から説明をお願いいたします。

●市民生活課長

市民生活課長の高橋でございます。（1）「仙台市安全安心街づくり基本計画」の取り組み状況（令和5年度）につきまして、ご説明させていただきます。

説明に入ります前に、資料の訂正をお願いいたします。資料1の23ページをご覧ください。基本目標3の取り組み項目の（4）の令和5年度の実績につきまして、団体数、設置台数、補助総額に

誤りがございました。正しくは、団体数が24、設置台数が41、補助総額が10,968千円となります。ご訂正をお願いいたします。

それでは、資料1に基づきご説明させていただきます。表紙をご覧ください。令和3年度から令和7年度までの5か年計画であります本計画の基本理念、基本目標、成果目標を掲載しております。

(3)の成果目標のうち、市内の刑法犯認知件数等の減少につきまして、令和元年の7,116件から令和7年に4,600件まで減少させる目標に対しまして、令和5年は6,087件となっております。

次に、防犯活動に参加する又は参加する意欲のある市民の増加につきまして、令和2年の50.2%に対し令和7年に60%以上とするところ、令和5年は69.0%となっております。引き続き、計画最終年度の令和7年度の目標達成に向けて、安全安心街づくりの推進に取り組んでまいります。

続きまして、市役所内の各局・各区におきまして実施いたしました、計画に基づく事業につきまして、令和5年度の実績をご報告いたします。

資料1は、3つの基本目標ごとに各局・各区が取り組んだ内容についてまとめております。ボリュームが多いため、いくつか抜粋してご紹介させていただきます。

はじめに、基本目標1の市民一人ひとりの防犯意識の向上に関するご紹介いたします。

3ページをご覧ください。基本目標1の取り組み項目(2)の防犯学習機会の提供に関しまして、①から③にあるとおり、町内会、老人クラブ、障害者福祉サービス事業所、小中学校など様々な年代やコミュニティを対象に、各区、健康福祉局、教育局と連携しながら講座等を実施いたしました。特に、仙台市防犯協会連合会と連携して実施した防犯講座につきましては、令和4年度の実施回数は117回でしたが、令和5年度は178回実施させていただくことができ、市民の防犯意識の向上につながったものと考えております。

続きまして、11ページをご覧ください。基本的施策6の取り組み項目(1)につきまして、宮城県警察が発信するみやぎSecurityメールの登録勧奨のほか、仙台市LINE公式アカウントとの連携による防犯情報の発信を推進してございます。具体的には、みやぎSecurityメールと連携させていただきまして、地域の安全に関する情報や街頭犯罪、特殊詐欺等の情報を発信しております。

次に、基本目標2の地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の推進に関するご紹介いたします。

16ページをご覧ください。基本的施策3の取り組み項目(1)といたしまして、①から⑦まで子どもに対する防犯活動の推進に関して掲載しております。教育局や子ども若者局、交通局との連携のもと、地域と一体となった子どもの見守り活動に取り組んだところでございます。特に③に関連しまして、今年6月に青葉区内の公園で野球をしていた小学生が、通りがかった女性に金属バットを投げつけられるという事件が発生しました。今回の事件は日曜日の出来事で、すぐに容疑者の身柄が確保できたため、学校から注意喚起等の文書発送はございませんでしたが、容疑者の身柄を確保できない場合、一斉配信メールとして学校から不審者情報等が発信されますので、周辺地域の皆様や保育所に対しまして、登録勧奨を行っております。併せて、青色パトロールカーによる学校周辺の警戒活動を実施しているところでございます。

次に、基本目標3の犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現に関するご紹介いたします。21ページをご覧ください。基本的施策1の取り組み項目(1)の子どもに対する安全な環境づくりに関する取り組みのうち、③をご紹介いたします。教育局において、学校防犯監視カメラ整備事業を実施してお

りまして、令和4年度は市内の5つの小学校に防犯カメラを設置いたしました、令和5年度は小学校12校、中学校6校、特別支援学校1校に防犯カメラを設置いたしました。

続きまして、23ページをご覧ください。冒頭で資料の訂正をいたしました取り組み項目（4）の地域の防犯対策に関して、地域における自主的な防犯活動を補完するため、防犯カメラ等の設置を支援してございます。令和5年度は24団体に41台分、10,968千円の補助金を交付いたしました。昨年度の実績からは外れますが、この事業は多くの町内会からご相談をいただいており、令和6年度は14団体に補助金を交付する予定でございます。引き続き、犯罪が起こりにくい地域環境の整備に努めてまいります。

以上が、令和5年度の主な実績でございます。

次に、関連がございますので、参考資料1についてご説明いたします。

市内の犯罪に関する最新情勢について、1ページをご覧ください。こちらのグラフは、令和元年から5年間の刑法犯認知件数等の推移を示しております。平成13年の時点で約28,000件を超えていた刑法犯認知件数等が、青い棒グラフにお示ししていますとおり、令和5年は6,087件まで減少しております。なお、刑法犯認知件数は平成13年から令和4年まで21年連続で減少していましたが、昨年は増加する結果となっております。

特殊詐欺について2ページをご覧ください。上段のグラフのとおり、特殊詐欺の被害は毎年増加し、特に被害額は令和4年の2倍以上となっており、1件あたりの被害金額が大幅に増加していることが分かります。

3ページには特殊詐欺の手口別の被害件数のほか、男女別、年代別の被害件数を掲載しております。

4ページをご覧ください。子どもを対象とした声かけ事案の推移について、令和5年は264件と、前年に比べ小幅な減少となりましたが、引き続き減少させることができるよう、地域見守り活動や通学路の安全対策推進に努めてまいります。

これらの資料からまとめますと、本市が策定した安全安心街づくり基本計画に基づき、更なる対策を推進する必要があると考えております。

引き続きまして、参考資料2の概要をご説明いたします。こちらは安全安心街づくりに関する意識調査報告書でございます。

1ページをご覧ください。本市の基本計画では、防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加を目標に掲げておりまして、令和5年11月から12月にかけて、市政モニター397名に対しまして、郵送とインターネットにより無記名でのアンケート調査を実施いたしました。2ページ以降に調査結果が記載されておりますが、11ページをご覧ください。

問14-1のあなたは地域の防犯活動に参加したいと思いますか、という成果目標に対する問い合わせにつきましてご紹介いたします。選択肢1の既に何らかの防犯活動に参加している及び選択肢2の機会があれば参加したい、の合計が69.0%となっており、現時点では目標を達成しております。

引き続き、参考資料3をご覧ください。【R5確定値】刑法犯政令市一覧でございます。表の3列目、人口千人あたりの発生件数につきまして、仙台市は5.54件ということで、20政令市の中で14番目の高さとなっています。刑法犯件数としては平均的な順位でございます。右の表、本市で大き

な割合を占める刑法犯は自転車盗の1,259件でございました。次に多いのが万引きで871件となっております。

以上で、参考資料を含めて令和5年度の実績の報告を終わります。

●金会長

ただいま事務局から説明がありましたが、この件に関して委員の皆様からご意見などございましたらお願いいいたします。資料がかなり多いですので、見返しながらで結構でございます。

はい、大橋委員、お願いいいたします。

●大橋委員

大橋です。質問でもよろしいでしょうか。参考資料1の刑法犯認知件数に関して、体感でも減っていると思っていますし、例年の会議でも減り続けているという報告を受けていたので、昨年は増加したと聞いて、微増というレベルではないなと思っています。参考資料3に内訳が書いてあるのですけども、増加した853件の内訳はお分かりでしょうか。また、これだけ増加した背景もご存じでしたら教えてください。

●市民生活課長

差し支えございませんでしたら、三浦委員から情報共有などお願いしたいと存じます。

●三浦委員

はい。仙台市に関しましては、令和4年から増加したというところですが、全国的なところと県的なところをご説明させていただきます。

県内では、平成13年をピークに令和3年まで20年連続で減少しておりましたが、令和4年から2年連続で増加しております。全国的にも同じような傾向でございます。背景といましましては、やはり新型コロナウイルスの5類引き下げに伴う人流の回復が大きいと思います。仙台市の手口のところについては、自転車盗や万引きが多いということでしたが、県内ではこの2つで全体の30%から3分の1を占めるところです。先ほど計算しましたら、仙台市でも35%ということでしたので同様の傾向と言えます。

令和4年からの増減に関する資料は持ち合わせておりませんが、県的な傾向から見ますと、自転車盗が増えているものと思います。県内では、自転車盗の中でも無施錠の自転車が被害に遭ったというのが70%を超えております。これまで60%台後半が続いておりましたので、そこが増えているのだと認識しております。

●生活安全安心部長

事務局から補足させていただきます。参考資料3の刑法犯合計のところで6,087件と記載しておりますが、令和4年は5,234件でした。内訳としては、窃盗犯が4,063件ということで最も多く、令和4年は3,279件ということで、約800件増加しています。自転車盗は令和4年から令和5年にかけて400件近く増加しており、万引きは令和4年から令和5年にかけて100件ほど増えています。

つまり窃盗犯が増えたということが分かります。新型コロナウイルスが5類引き下げになったということで、私見ではございますが、外出する機会が増えたとか経済的に困窮された方が増えたというのがあるものだと思っています。

●金会長

ありがとうございます。他にございますか。

はい、佐藤委員。

●佐藤委員

こちらも質問になってしまいますが、先ほどご説明いただいた自転車盗について、具体的にどの地域の被害が多いか分かりますか。

●市民生活課長

地域に関する情報は持ち合わせておりませんが、宮城県警察さんから教えていただいた情報では、盗まれるケースとして、自宅の敷地内に無施錠で置かれている自転車が狙われると聞いております。警察はダブルロックを推奨しておりますが、せめてワンロックでもしていただけるといいのかなというところで、自宅だからと油断せずに鍵をかけていただきたいとのことでした。

●三浦委員

補足でございます。高橋課長と同様で具体的な場所というところでは情報を持ち合っていないのですが、大型商業施設や駅の駐輪場はもちろんのこと、自宅敷地内でも狙われやすいところです。個人的には駅の駐輪場とかが多いのかなと思っていたのですが、そうではなかったと。憶測ですが、自宅ですと警戒心が薄らいでしまうので、無施錠になってしまうのではというところで、自宅でも確実な施錠を呼びかけているところでございます。

●佐藤委員

ありがとうございます。

●金会長

他にございますか。

はい、熊谷委員、お願いいいたします。

●熊谷委員

熊谷です。防犯カメラの設置について、町内会の中でも防犯カメラを設置したいという要望を聞きます。カメラを設置した後の管理について自信がないという町内会が多いのですが、これについて総合的な支援をいただいたうえで設置できるかをお伺いします。

●市民生活課長

市民生活課において補助事業を所管しておりますので、設置を考えいらっしゃる団体については、町内会の中でも総会等の場において合意を得るという手続きをいただきながらということで、皆様時間をかけて組織の中で調整されているようです。お金が絡む話になり、我々の補助金だけでは設置が難しい現実もございますので、町内会にも一定額を拠出していただく必要がございます。

ご指摘のとおり、ランニングコストの予算も必要になってくると思います。実際の設置に際しては、カメラを設置していただく業者に年間1～2万円でメンテナンスをしていただくとか、我々ではなく業者に対して直接ご相談をいただきたいとご案内しているところでございます。

●金会長

他にありますでしょうか。

はい、松浦委員。

●松浦委員

松浦と申します。今の関連で、防犯カメラを設置した場合、映像のデータはどのくらい保存されるものなのでしょうか。個人情報が含まれると思いますので、情報の取り扱いはどのようにされているのか教えてください。

●市民生活課長

この補助事業で設置していただく際の要件といたしまして、県が定めておりますガイドラインの中で設置要領のひな型というものがございます。こちらを使っていただいて、団体ごとに設置要領を定めていただくという取り扱いにしております。

映像については、誰もが見られる状況は個人の肖像権の問題もございますので、団体の役員など限られた方だけが映像を確認できるよう要領の中で定めて管理していただくというところでございます。

●生活安全安心部長

補足させていただきます。市が補助の対象とする防犯カメラの機能にも要件がございますが、1週間以上の記録ができるとしております。機種によってはそれ以上を自動的に削除する機能がついております。映像は個人情報になりますので、県のガイドラインに従って定めた規則に則って管理していただくようお願いしております。やはり町内に設置するということですので、設置場所や撮影範囲につきましては、総会等で話し合いながら調整いただいております。最近では、映像の一部をマスキングできる機種もございますので、個人宅の玄関が映りすぎないようにとか、どこに設置したら効率よく監視できるかなどは、より精通している警察へのご相談をご案内しております。

●三浦委員

防犯カメラに関しては、警察も有効性を認めておりまして、首都圏での連続強盗でも被疑者の特定に貢献したと報告されているところです。防犯カメラの設置補助事業は仙台市ののみならず、県内

の一部の自治体でも実施されているところで、ガイドラインに則った設置をお願いしております。具体的には、抑止目的での設置であることや防犯カメラ撮影中などの表示義務があること、撮影範囲が公共の場所であることなどがございます。犯罪や不審者が発生しやすい場所や声かけが多い場所などの情報を持ち合わせているのが警察でございますので、設置場所につきましては最寄りの警察署にご相談いただければと思います。

(2) 仙台市犯罪被害者等支援条例の制定について

●金会長

ありがとうございました。議事の後にも質問の時間を設けておりますので、そのときに質問をしていただきたいと思います。

続きまして、(2)仙台市犯罪被害者等支援条例の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

●市民生活課長

それでは引き続きまして、資料2に基づき、仙台市犯罪被害者等支援条例の制定に関しまして、ご説明いたします。

本市では、10月4日に仙台市犯罪被害者等支援条例を制定いたしました。これまでの経過でございますが、犯罪被害者とそのご家族に関する支援につきましては、国における施策の一層の推進、また、他の自治体における条例の制定や社会的な関心の高まりを受け止め、新たな条例を制定させていただくところに向かまして、懇話会を設置して、弁護士等の有識者や宮城県警察等の関係機関、犯罪被害者のご遺族の方などからご意見をいただき、検討を進めてまいりました。また、この間、市民の皆様からのご意見を踏まえまして、今回、条例としてとりまとめ、制定させていただいた次第でございます。

この条例は、犯罪に遭われた方やそのご家族の権利利益を保護し、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としております。資料2の目的をご覧いただきたいと存じます。

定義につきましては、本条例における用語を、犯罪被害者等基本法や他自治体の条例の規定を参考にいたしました。なお、二次被害と再被害につきましては、犯罪被害者等基本法に規定はございませんが、昨今の犯罪被害の状況に鑑み、定義させていただきました。

次に、資料の右側に基本理念と書かせていただきました。こちらは、犯罪被害者等の支援に関する基本的な理念を定めています。後程ご高覧いただければと存じます。また、市、市民等及び事業者の責務についても記載のとおりとなってございます。

相談及び情報の提供等、日常生活等の支援をご覧ください。本市における相談・情報の提供等、日常生活等の支援について定めてございます。相談及び情報提供といたしましては、犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との相互連携による支援を行うための総合相談窓口について記載がございます。こちらの窓口は条例制定前から設置しておりますが、改めて規定させていただきました。また、日常生活等の支援といたしましては、犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう、主な支援について定めておりますので、後程ご説

明させていただきます。

次に、市内に住所を有しない犯罪等による被害者の支援についてご説明いたします。市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携・協力させていただきまして、必要な情報の提供及び助言を行うこととしています。

市民等の理解の促進などをご覧ください。犯罪被害者等の支援に関しましては、市民等及び事業者の理解促進や人材の育成並びに民間支援団体への支援に関する施策を実施するものとします。支援にあたっては、犯罪被害者等や有識者等からの意見や要望を把握いたしまして、施策に反映させるよう努めるものとしてございます。以上が、条例の概要でございます。

なお、資料右上に記載がございます基本理念の下に、犯罪被害者等支援施策を実施していくとともに、市民や事業者の皆様の理解の促進を図るべく、また、犯罪被害者等の人権等に十分な配慮がなされるよう啓発活動を行っていくほか、犯罪被害者等が訪れる可能性のある窓口の職員向けの研修なども速やかに実施してまいりたいと考えております。

資料裏面をご覧ください。犯罪被害者等に対する支援メニューについてご紹介させていただきます。

はじめに、①の経済的支援に関しましては、遺族支援金として30万円、重傷病支援金として10万円、性犯罪被害支援金として10万円となってございます。また、②の精神的支援のカウンセリング費用や③の日常生活支援の配食費用、教育支援費用、④の住居支援の転居費用など様々なメニューを設けさせていただいたところでございます。以上で資料の説明を終わりります。

●金会長

ありがとうございました。条例の制定に向けて行われた懇話会の座長を田中副会長が務めておられましたので、制定までの経過等に関するコメントをいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

●田中副会長

仙台大学の田中でございます。ご紹介のありました通り、懇話会の座長を務めさせていただきました。すでに概要についてはご説明いただきましたので、私からはコメントを申し上げたいと思います。

仙台市は、政令指定都市の中で犯罪被害者等の支援に関する条例を持っていなかった状況が続いておりまして、後発ということになります。他の政令市の実情やまた本市の状況も含め、様々な角度から検討して制定に至ったというところでございます。弁護士やカウンセラーなど様々な専門的な立場の方を委員にお迎えして、例えば支援メニューにあります支援金の金額やカウンセリングの回数が妥当なのかというところをそれぞれの現場での支援の実態を踏まえまして検討してきたというところで非常に有意義な内容が盛りこまれたと考えております。

本日、委員の皆様からご意見等がございましたら、この場で共有していただければと思います。以上でございます。

●金会長

田中副会長、ありがとうございました。それでは、ご意見やご質問等がございましたらお願いいいたします。

はい、佐々木委員、お願いいいたします。

●佐々木委員

みやぎ被害者支援センターの佐々木と申します。よろしくお願いいいたします。

仙台市でも条例が制定されたということでございまして、大変ありがたく、感謝申し上げます。また、多様な支援内容となっておりまして、本当にありがたいと思っております。

犯罪被害者等支援条例につきましては、私どもも3年くらい前から宮城県や宮城県警察、当センターとで緻密な連携を図りながら、ぜひ県内全市町村で制定していただきたいというところで、お願いをしてきましたところです。この10月の仙台市の制定をもって、県内全市町村で犯罪被害者等支援条例が施行されました。宮城県の条例につきましては、全国でもいの一番に制定していただいたというところで、内容的に若干不備な点もございましたが、この4月から所管が宮城県公安委員会から宮城県に移管されました。行政的な部署ですので、大幅な改正をしまして現在に至ったというところで、犯罪被害者等の皆様にとって大変ありがたいもので感謝に堪えません。

一方で、内容的なところでは各市町村でばらつきがあるのも事実でございまして、犯罪被害者等の皆様に沿った内容がすべて盛り込まれているかと言わればそうでない部分もあるのですが、私どもは犯罪被害者等の皆様のニーズを直接お伺いして、各市町村に条例の見直しなどをお願いしてまいりたいと思っております。その中で、県内の5市をリストアップさせていただきまして、この9月から10月にかけて、私どもと意見交換会を開催させていただきまして、犯罪被害者等の皆様への支援がスムーズに行われるようお願いをしてきたところでございます。以上でございます。

●金会長

ありがとうございました。委員の皆様、何かございませんか。

はい、大橋委員お願いいいたします。

●大橋委員

大橋です。質問なのですが、定義のところで、犯罪等は犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう、と記載されています。これは故意犯だけでなく過失犯も含むのかというところを教えていただきたいというのが一点で、それから犯罪被害者等支援メニューについて、対象となるのは定義のところにある犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を受けた者という理解でよろしいでしょうか。

ちなみに私も犯罪被害に関して相談を受けることが多いのですが、転居したいがお金がないというケースがたくさんあります。犯罪被害者等支援メニューの住居支援のところを活かせればと思ったのですが、一方で、これも定義のところの関係になってくると思うのですが、犯罪被害に遭っているのかというところで、不安な気持ちがあるけれども犯罪等の定義に当てはまるか分からなくて悩んでおられるケースもあります。つまり定義のところと、あとは基準日のところですね、過去

に被害に遭って未だにそれが続いているというケースもございますので、詳しく教えていただければと思います。

●市民生活課長

まず、犯罪等の定義につきましては、過失犯と故意犯のいずれも含めてはいるのですが、支援メニューによって対象が異なっているというところがございます。経済的支援の対象になる犯罪というところにつきましては、国の犯罪被害者給付制度にならった形での制度設計にしておりますので、金銭の給付については、過失犯は対象外とさせていただいてございます。一方で、相談などの支援につきましては、過失犯の被害者の方も対象とさせていただいております。

●生活安全安心部長

先ほどの委員からのご質問につきまして、犯罪等の定義につきましては過失・故意全てを含んでおります。その中でも、メニューについては、殺人の被害者であるとか、入院を伴うような被害を伴われた方などを対象としております。この点については、懇話会の中でもどこまで対象とするか非常に悩ましい話でございました。やはり市の財政的な限度ですとか、国の給付金の制度の強化もありましたので、本来であれば、市内にお住まいの方だけではなく、全国どこにいても同じような支援メニューを提供できるというのが望ましいのですが、限られた予算の中でどこまでご本人やご遺族あるいはご家族のためになるかというところで作らせていただきました。ただ、罪種とメニューの関係性がございますので、被害届を出されたときに警察と連携しながら市の支援メニューの対象になるかもしれないという場合は、市にお繋ぎいただくというところで対応したいと思います。

次に、施行日につきまして、これも懇話会の中でどこまで対象になるかという議論がございました。ただ、法の遡及というのは基本的に難しいということがありますので、施行日である10月4日以降に被害が発生したものについてというところで考えております。

●金会長

ありがとうございました。ご質問やご意見はございますか。

警察の立場からということで、三浦委員、コメントなどはございますか。

●三浦委員

県の条例につきましては、公安委員会から県に移管されたということでございますが、引き続き自治体と連携を図ってこの制度を活用してまいりたいと考えております。

(3) 仙台市客引き行為等の禁止に関する条例における客引き行為等禁止区域の拡大について

●金会長

ありがとうございました。

では、続きまして仙台市客引き行為等の禁止に関する条例における客引き行為等禁止区域の拡大について、事務局から説明をお願いいたします。

●市民生活課長

引き続きまして、資料3の仙台市客引き行為等の禁止に関する条例におきます客引き行為等禁止区域の拡大について説明させていただきます。

資料3をご覧いただきたいと思います。あわせて、皆様の机上にリーフレットをお渡しさせていただいております。開いていただきますと、禁止区域の地図が出ています。この肌色で示しているところが現行の禁止区域になっておりまして、手書きで書かせていただいたところですが、こちらが今回拡大を考えている区域となっております。

では、資料の説明に入らせていただきます。仙台市では、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、または利用することができる環境を確保するために、平成31年4月1日から仙台市客引き行為等の禁止に関する条例を全面施行しております。資料3に、現在の客引き行為等禁止区域をお示ししております。仙台駅から国分町地区まで距離があり、その間をアーケードで繋いでいるという特徴がありまして、本市の禁止区域は条例を制定している他の自治体と比べてもやや広い禁止区域となっています。条例の全面施行後は、本市の客引き行為等対策指導員が、月曜日から土曜日までこの区域を巡回しまして、客引き行為等を現認した場合、その場で指導・処分を実施しています。

その取扱いにつきましては、リーフレットの罰則等についてというところをご覧いただきたいと思います。

本市では条例の目的を達成すべく様々な活動を行ってまいりましたが、今年の1月くらいから、仙台駅西口周辺の禁止区域外に頻繁に客引きが現れるとの情報がありまして、付近の商店街や町内会からも、要望書の写しをご覧いただけると思うのですが、禁止区域の拡大に関する要望を頂戴しています。その中で、私どもにも直接苦情・情報提供を複数頂戴しております。また、実際に付近で飲食店を経営されている方からも、自分のお店の客を横取りされたりですとか、しつこく付きまとわれたとか、そういう方々からもお声をいただいているところでございます。我々の方としても、この3月から客引きの実態調査を進めさせていただきまして、この度、禁止区域の拡大を検討させていただいているところでございます。

資料3の次のページをご覧ください。条例とこの安全安心街づくり推進会議との関係について改めてご説明させていただきます。条例の第5条におきまして、禁止区域を変更しようとするときは、本会議の意見を聞くということが規定されてございます。この条文に基づきまして、本日この会議におきまして、皆様からのご意見をお伺いいたしました存じます。

また、本市が検討している新たな禁止区域についてご説明させていただきます。場所は中央三丁目の一部でございます。青葉通、東五番丁通、南町通に囲まれたエリアとなっております。本市といたしましては、図の赤く囲んだ地域を新たに禁止区域に指定させていただきたいと考えてございます。特に赤い丸の地点につきましては、夕方の6時台から夜の11時台にかけまして、居酒屋の客引きが多く立っていることを確認してございます。居酒屋の客引きの中には、他の店に入店しようとする客を横取りしようしたり、通行人を追いかけたりする者がいるとの情報も多数寄せられてございます。

次のページをご覧ください。本市では、当該地域におきまして、客引き実態調査を実施してまいりました。赤く囲んだところをご覧いただきますと、昨年まで客引きが立っていなかった地点に、多いときに10人以上の客引きが立っていることが分かります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。本日、こちらの会議におきまして委員の皆様からご意見を頂戴いたしまして、禁止区域の確定に向けて準備を進めてまいります。新たな禁止区域の指定は、周知啓発の期間を経まして、来年1月に予定してございます。11月下旬から12月にかけまして、地域の皆様と共同で周知啓発に努めて、ひとつでも多くの店舗あるいはひとりでも多くの市民の方にご認識いただけるよう努めまして、来年1月以降に取締りができるようにしたいと考えてございます。

資料3につきましては以上となります。

●金会長

ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきまして委員の皆様からご意見などございましたらお願いしたいと思います。先ほど事務局からもお話がありましたように、禁止区域の拡大を検討するにあたって、本会議の意見を聴かなければならないということになっておりますので、是非とも皆様、意見をお願いしたいと思います。

それでは、横山委員お願いいたします。

●横山委員

仙台駅前商店街で専務理事をしております横山と申します。

我々にとっても、禁止区域を拡大していただくことは念願でございまして、数字上、客引きが増えていることが分かります。この区域は禁止されていない区域からなのか、飲食店がこの区域に増えているからなのかというところの因果関係は不明ですが、禁止区域を拡大していただくことによって、その後、客引きの方々が分散していくのか、もしくは区域外のところに現れるのか引き続き注視していきたいと考えています。今回の拡大については賛成です。

●金会長

ありがとうございます。

●市民生活課長

ありがとうございます。こちらに客引きが現れるようになった原因ですが、推測の話になりますけれども、禁止区域でないということをご存じだということも否定できないと思います。最近、飲食店が増えたということは原因があると思いますし、ビルの中にある飲食店ですと、奥まったところにお店があって、お客様に入っていただけでないというところで、客引きを使ってというところもあるのかなと見てています。

●金会長

ありがとうございます。伊藤委員いかがでしょうか。

●伊藤委員

私も横山委員がおっしゃったようなことと同じようなことですけども、禁止区域の拡大は賛成で

すが、それが原因で客引きが外に広がっていかないか気になります。今回は地域からの要望があつたから動いたということですが、今後拡大するときは地域から申し出がないといけないのでしょうか。

●市民生活課長

ありがとうございます。今回は地域の皆様からの声が大きかったことと、実際に調査をさせていただいても、その実態が認められたところで踏み切ったところです。伊藤委員からのご懸念につきましては、全くその通りだと認識してございます。今のところ、その周辺区域の皆様から懸念や苦情はいただきおりませんが、今回指定させていただくところも、かつて禁止区域に入れてほしいとの相談があったかどうかがっております。地域の声に耳を傾けながら、我々も実際の場面を拝見して検討させていただきたいと考えております。

●伊藤委員

ありがとうございます。とても丁寧に進められていると思いますし、こういった地域の声を調査して形にするというのは、今後も抑止力になると思います。

●金会長

ありがとうございます。他にございませんか。

●大橋委員

私自身も客引きに声を掛けられることは好きではないので、いいなとは思っていますけども、客引き行為は法律で禁止されている行為ではないとすると、条例による線引きというのには必要で、条例では特に必要な場合に、と書いてあります。今回、この地域を拡大するのは初めてのケースでしょうか。

●市民生活課長

初めてのことございます。

●大橋委員

そうだとすると、今後も区域を拡大していく可能性があるならば、どういう基準で特に必要性があると認めたのかを議事録に残しておいた方がいいと思います。要望があつたからだけではなく、ちゃんと調査を行い、その調査の人数が確かに多いなと思いますが、他の地点と比べて特に多いという事情があるのだろうと思って聞いていましたので、やっぱり人数の問題、その人数が数えられた期間の問題、それから行為の悪質性の問題もあると思います。この要素に当てはめていたときに、この地域で起きていることというのは、特に必要があると認めたと判断するのに十分だと思いましたので、私は賛成します。ただ、条例で特に必要がある場合と定めているものですから、今後、どういう基準で拡大するのかというのは定めておいた方がいいと思います。際限なく広がるというのはおかしな話なので、そこだけ気になりました。

もう一つ、スケジュールについて教えてください。今回の会議を経て、11月に新たな禁止区域の確定・告示とあります。しかし、条例を見ると、指定した後に告示となっています。資料にある指定をした後の告示というのは、いつからこの条例を適用しますという内容の告示になるのでしょうか。もしくは、11月というのは告示ではなくて、まず、1月以降は禁止区域となる予定です、と周知啓発を行い、1月に指定・告示しました、そのあと例えば3月から禁止になります、というスケジュールなのでしょうか。もう一度ご説明いただきたいと思います。

●市民生活課長

1点目のご指摘ですが、客引き行為等対策指導員とは別に、市民生活課の職員が月に一回、実際に客引き実態調査を行っていまして、20近いエリアに分割し、1時間ごとの客引きの数をカウントしています。3月からはこのエリアも加えて調査させていただきまして、すでに禁止されているエリアよりも多い結果でした。例えば仙台駅周辺の他の地域と比べても特筆して多いという状況でしたので、今回拡大を踏み切らせていただきたいと考えております。

スケジュールにつきましては、本日の会議でご意見を頂戴し、速やかに告示を行うのが本来かと思いますが、市議会の常任委員会もございまして、直近の日程が11月21日となっています。そちらにご報告させていただき、その後速やかに告示という形で公表させていただき、1月7日から施行・取締りができるように考えております。

●大橋委員

11月に新たな禁止区域を指定して告示するということですね。資料では1月から禁止区域の指定となっていますが、このときから適用というか施行になるということですね。拡大は今回が初めてですから、罰則がある条例ですので、もしそこを間違ってしまうと手続き上変なことになるといけないと思ったので確認しました。ありがとうございました。

●金会長

他の方、ご意見はございませんか。

●佐々木委員

ハード面の方はどうでしょうか。拡大したところの監視活動について聞きたいのですが、人員を増やす予定はあるのでしょうか。客引きといたちごっこになつても困ると思います。

●市民生活課長

ありがとうございます。現行の禁止区域におきまして、客引き行為等対策指導員は日曜日・祝日を除いて連日巡回しております。人数というところでは現時点でもぎりぎりの範囲でして、今後、禁止区域を拡大するということで業務量が増えてしまします。本市では会計年度任用職員を任用しているわけですが、増員に関して人事当局に対してお願いしているところです。今回、拡大という運びになりますので、より強く人事当局にお願いしてまいります。決して今の状況で満足しているわけではありません。

●佐々木委員

ありがとうございました。

●金会長

他にございませんでしょうか。

●半澤委員

半澤と申します。平成31年に客引き行為等が禁止されたということですが、客引き行為は現在もよく見られると思います。悪質な者だけが客引き行為をしてはいけないということなのでしょうか。今回、拡大することには賛成です。

●市民生活課長

客引き行為につきましては、本市の条例以外に風俗営業法や迷惑行為等防止条例でも規制されています。そちらに関しては、重い刑事罰が科されるために規制の対象となる業種が風俗営業に限定されており、執ような客引きであることが要求されておりと適用が限定的になってございます。

一方、居酒屋やカラオケの客引きというのは、先ほどの法令がなかなか適用しにくいところで、市民の皆様や観光客の方が安心して通行できるよう、独自の条例を制定してすべての客引き行為について禁止しているところでございます。

●金会長

ありがとうございました。

私も賛成でございます。ただ、今回、新たな禁止区域内に3団体が加わるわけですが、団体等との情報共有に配慮して取り組んでいただきたいと思います。

●市民生活課長

現行の地域団体の皆様との情報共有の例としては、国分町地区ですと、協議会のもとに部会を置いておりまして、私どもや警察の皆様、あるいは地域の方々と毎月情報共有させていただいております。また、仙台駅前地区につきましても、今回の3団体を含めまして定期的に会合を行っておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

3 その他

●金会長

ありがとうございます。それではその他に移ります。

以上で予定されていた協議は終了となります。その他として委員の皆様や事務局から何かござりますか。

田中副会長お願いいいたします。

●田中副会長

田中でございます。今日の議論について、いくつかコメントしたいと思います。

まず、客引き行為等の禁止区域につきまして、委員からご指摘がありましたように、今後さらに拡大していくというのはやむを得ないと思います。犯罪学の中にも、犯罪転移という考え方をございまして、特定の地域で犯罪の取り締まりを強化した場合、悪いことをする人は規制の緩い場所に移り、そちらの地域の治安が悪くなってしまうといういたちごっこが続くことは学説としてございます。自治体としても、そういうことを踏まえた上で、必要なところに規制をかけていくことにならざるを得ないと思います。市内全体に禁止区域を広げることは難しいと思いますので、必要なところにのみ禁止区域を設定することは現実路線だと考えております。

もう一点、防犯カメラに関して、熊谷委員からメンテナンスに関するご質問がありました。私も同感でして、意気込んで設置した後の運用はノータッチになっている団体が多いと思います。むしろカメラを設置した後の運用が大事で、故障しているとか埃を被っているとかで放置されている状況ですと、真剣に防犯に取り組んでいないというメッセージになってしまい、犯罪者を引き寄せる恐れがあると思います。予算の制約があることは承知していますが、ランニングコストの支援に関しても組み込んでいただければと思います。以上でございます。

●金会長

ありがとうございます。事務局から何かございますか。

●市民生活課長

防犯カメラに関しては、新規設置のために補助金を交付したカメラを有する地域団体につきまして、設置から5年以上経過して更新若しくは修繕が必要になった場合、その費用の一部を補助させていただく制度がございます。これに関してご相談をいただいた団体はございませんが、ご活用いただけるように、ホームページその他の手段で周知啓発に取り組んでいきたいと思います。

●金会長

その他ございますか。

特にないようですので、これにて議長の職を解かせていただきます。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。

4 閉会

●市民生活係長

金会長、ありがとうございます。以上をもちまして、令和6年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を終了いたします。皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

令和 7 年 1 月 8 日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会長 金政信

署名委員 伊藤 美由紀